前橋市水道局物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領

前橋市水道局が発注する前橋市水道局契約規程（平成３年前橋市水道局管理規程第１号。以下「契約規程」という。）に定める物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務の契約締結に必要な契約保証金の取扱いについては、契約規程第２１条に定めるところによるほか、必要な事項は前橋市物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領の例による。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。